

東京社会保険協会

社会保険新報

4

APRIL

平成26年/No.762

目次

- 協会けんぽ東京支部からのお知らせ
 - ・平成26年度 生活習慣病予防健診のご案内／2
 - ・平成26年度 特定健康診査のご案内／3
- 日本年金機構からのお知らせ
 - ・月額変更届（随時改定）／4
 - ・産前産後休業終了時の改定／4
 - ・産前産後休業を開始したときの標準報酬月額特例措置の終了／4
 - ・年金委員制度／5
 - ・国民年金ひとことメモ／5
- フィオーレ健診クリニックからのお知らせ
 - ・健診のお申し込みから健診結果まで／6
- 東京社会保険協会からのお知らせ
 - ・平成26年度 東京社会保険協会事業のご案内と協会加入のお願い／7
 - ・算定基礎届事務講習会のお知らせ／8
 - ・平成26年度 社会保険事務講習会
・セミナーの開催予定／9
- すいそう
 - ・東西南北／9

協会けんぽ 東京支部 からの **お知らせ**

平成26年度 生活習慣病予防健診のご案内

協会けんぽでは、加入者の皆様の健康の保持・増進のため、35歳～74歳の**加入者ご本人（被保険者）**を対象にした**生活習慣病予防健診**を行っています。平成26年度の健診のご案内を、3月末に事業主の皆様へお送りしました。

生活習慣病予防健診とは

生活習慣病予防健診では、がんや糖尿病など、主に生活習慣によって引き起こされるさまざまな疾病の予防のための検査を行います。検査項目は、特定健康診査や企業の定期健康診断の検査項目を含んだ総合的な健診内容となっており、非常に充実しています。

対象者	35歳～74歳の加入者ご本人（被保険者）（任意継続被保険者も含まれます。 年度内に75歳を迎える方は、誕生日の前日まで受診できます。 ※受診時に協会けんぽの加入者ご本人（被保険者）であることが必要です。
費用	対象者1人につき、年度内（4月～翌年3月）1回に限り、費用補助があります。 ※消費税等率等の引き上げに伴い、健診費用および受診者負担額の見直しを行っています。

健診の種類・対象年齢・受診者負担額

健診の種類	主な内容	対象年齢※1	検査費用	受診者負担額※2
一般健診	診察等・身体計測・血圧測定・尿検査・便潜血反応検査・血液検査・心電図検査・胸部および胃部X線検査	35歳～74歳	18,522円	7,038円
	眼底検査（医師が必要と判断した場合のみ実施する検査です。）		777円	78円
子宮頸がん検診（単独受診）	問診・細胞診	20歳～38歳の偶数年齢の女性	2,916円	875円

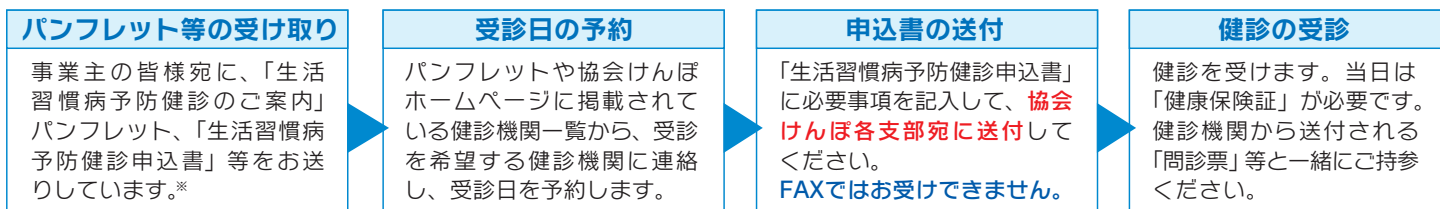
●一般健診に追加して受診できる健診（セット受診のみで、**単独受診はできません。**）

健診の種類	主な内容	対象年齢※1	検査費用	受診者負担額※2
付加健診	眼底検査・肺機能検査・腹部超音波検査・血液学的検査・尿沈渣顕微鏡検査・生化学的検査	40歳・50歳	9,428円	4,714円
乳がん検診	問診・視診・触診・乳房X線検査	40歳～74歳の偶数年齢の女性	50歳以上 3,553円 40歳～48歳 5,518円	50歳以上 1,066円 40歳～48歳 1,655円
子宮頸がん検診	問診・細胞診	36歳～74歳の偶数年齢の女性	2,916円	875円
肝炎ウイルス検査	HCV抗体検査・HBs抗原検査 *過去にC型肝炎ウイルス検査を受けた方は除きます。受診希望のご本人が直接、健診機関へお申し込みください。	35歳～74歳	2,041円	612円

※1 平成26年度中に対象年齢に該当する方が、受診対象者です。

※2 実際の受診者負担額は、健診機関によって異なる場合があります。受診前に各健診機関にご確認ください。

受診までの流れ



* お送りした「生活習慣病予防健診申込書」は、平成26年1月上旬のデータで作成しています。パンフレットや申込書は、協会けんぽホームページからダウンロードしていただくか、健診専用ダイヤルにお問い合わせください。

インターネットで一括申し込みができます

事業主の皆様はインターネットを利用して、**生活習慣病予防健診の一括申し込み**ができますので、ぜひご利用ください。

ご利用方法	① 協会けんぽホームページ「情報提供サービス」を通じて、「事業主のユーザID・パスワード」を取得 ② 協会けんぽホームページから、健診対象者のデータおよび専用 Excel ツール「Opti_Ver.2」をダウンロード ③ 健診機関に予約し、健診申込者の予約内容をまとめて、申し込みデータを作成 ④ 協会けんぽホームページから、申し込みデータをアップロードして申し込み
--------------	--

●協会けんぽ以外の健康保険に加入されている方は、各保険者(健康保険組合等)にお問い合わせください。

▶このページの記事の内容に関するお問い合わせは、協会けんぽ東京支部健診専用ダイヤル (TEL 03-6853-6555) まで

協会けんぽ 東京支部 からの **お知らせ**

平成26年度 特定健康診査のご案内

協会けんぽでは、加入者の皆様の健康の保持・増進のため、40歳～74歳の**加入者ご家族（被扶養者）**を対象にした**特定健康診査**を行っています。

特定健康診査とは

特定健康診査では、メタボリックシンドロームのリスクに着目した検査を行います。

対象者	40歳～74歳の 加入者ご家族（被扶養者） （任意継続被保険者のご家族も含みます。） 年度内に75歳を迎える方は、誕生日の前日まで受診できます。 ※受診時に協会けんぽの加入者ご家族（被扶養者）であることが必要です。
費用	対象者1人につき、年度内（4月～翌年3月）1回に限り、費用補助があります。

健診の種類・対象年齢・受診者負担額

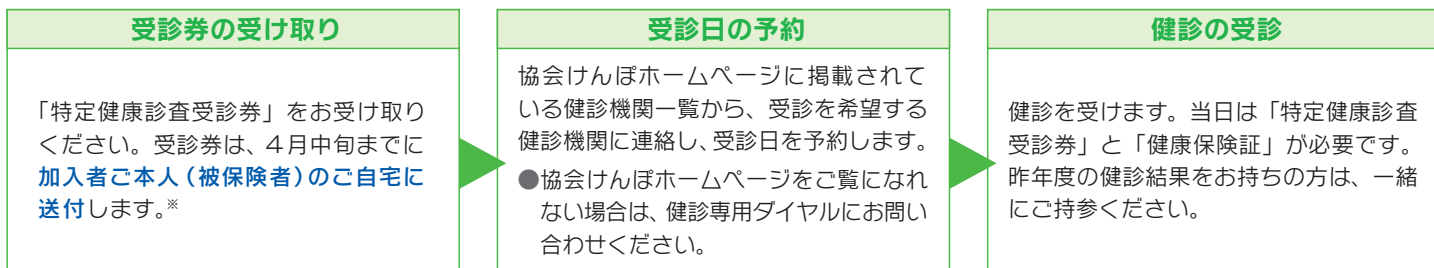
健診の種類	主な内容	対象年齢※1	受診者負担額※2
基本的な健診	診察等・身体計測・血圧測定・尿検査・肝機能検査・血糖検査・血中脂質検査	40歳～74歳	基本的な健診費用の総額から補助額6,520円を引いた額
詳細な健診 <small>※昨年度の健診結果などに基づいて、医師の判断により、基本的な健診に追加して実施されます。</small>	心電図検査・眼底検査・貧血検査		詳細な健診費用の総額から補助額3,400円を引いた額

※1 平成26年度中に対象年齢に該当する方が、受診対象者です。

※2 実際の受診者負担額は、健診機関によって異なります。受診前に各健診機関にご確認ください。

例 基本的な健診を、費用10,000円の健診機関で受診した場合：10,000円（基本的な健診費用の総額）－6,520円（補助額）＝**3,480円（受診者負担額）**

受診までの流れ



※ お送りした「特定健康診査受診券」は、平成26年1月上旬のデータで作成しています。1月上旬以降に扶養家族になられた方など、お手元に「特定健康診査受診券」がない場合は、「特定健康診査受診券申請書」を提出してください。「特定健康診査受診券申請書」は、協会けんぽホームページからダウンロードしていただくか、健診専用ダイヤルにお問い合わせください。

がん検診

がん検診については、お住まいの区市町村にお問い合わせください。

健診は、病気の早期発見や生活習慣を見直すきっかけとなります。年に一度は健診を受けましょう。

お申し込み

〒164-8540 東京都中野区中野4-10-2 中野セントラルパークサウス7階
全国健康保険協会 東京支部 保健グループ宛

お問い合わせ

健診専用ダイヤル：03-6853-6555
受付時間：平日の午前9時～午後5時（年末年始を除きます。）

協会けんぽ東京

検索

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/tokyo>

●健診機関一覧等、詳しくは、協会けんぽ東京支部ホームページをご覧ください。

●申請書のダウンロードもできます。

電話番号はお間違いのないようお願いします。また、年度当初は電話が集中してつながりにくい場合があります。

●協会けんぽ以外の健康保険に加入されている方は、各保険者(健康保険組合等)にお問い合わせください。

▶このページの記事の内容に関するお問い合わせは、協会けんぽ東京支部健診専用ダイヤル（TEL 03-6853-6555）まで



月額変更届(随時改定)

被保険者の報酬が、昇(降)給等の固定的賃金の変動に伴って大幅に変わった場合、次に示す要件を満たすことにより、定時決定(算定)を待たずに標準報酬月額を改定します。これを**随時改定**といいます。

随時改定に該当するかどうかは、次の3つのステップにおいて判定します。

ステップ1【前提要件】 昇給または降給等により、**固定的賃金に変動があった。**

ステップ2 変動があった月からの3か月間に支給された報酬(残業手当等の非固定的賃金を含みます。)の平均額に該当する標準報酬月額とこれまでの標準報酬月額との間に**2等級以上の差が生じた。**

ステップ3 3か月とも支払基礎日数が17日以上である。

以上、**3つのステップを満たす場合、随時改定に該当**することとなります。

●用語解説

固定的賃金	支給額や支給率が毎月一定である報酬(基本給、住宅手当、家族手当、通勤手当など)。給与体系の変更も固定的賃金の変動となります(例:日給→基本給)。
非固定的賃金	支給額や支給率が毎月一定ではない報酬(残業手当、能率手当、皆勤手当など)。

●改定月

固定的賃金の変動があった月以後引き続き3か月間の報酬月額を届け出ることにより、**4か月目の標準報酬月額から改定**されます。改定された標準報酬月額は、再び随時改定等がない限り、6月以前に改定された場合は、その年の8月までの各月に適用され、7月以降に改定された場合には、翌年の8月までの各月に適用されます。

●添付書類

・改定月の初日(1日)が受付年月日より60日以上遡る場合 ・標準報酬月額を大幅に引き下げる(5等級以上)場合	固定的賃金の変動があった月の前月から改定月の前月までの 賃金台帳の写し および固定的賃金の変動があった月から改定月の前月までの 出勤簿の写し が必要となります。
役員等の場合	株主総会または取締役会の 議事録、報酬決定通知書、報酬協議書等のいずれかの書類の写し および固定的賃金の変動があった月の前月から改定月の前月までの 所得税源泉徴収簿または賃金台帳の写し が必要となります。(出勤簿は不要です。)

●賃金の増減と月額変更届の提出については、『社会保険新報』平成25年6月号にも掲載しています。あわせてご確認ください。

産前産後休業終了時の改定

産前産後休業終了日に当該産前産後休業に係る子を養育している被保険者は、次の条件を満たす場合、随時改定に該当しなくても、産前産後休業終了日の翌日が属する月以後3か月間に受けた報酬の平均額に基づき、**4か月目の標準報酬月額から改定**します。

対象者 産前産後休業終了日が平成26年4月1日以降の被保険者

産前産後休業終了日の翌日に育児休業を開始している場合は、申し出できません。

産前産後休業終了時の改定は、**次の2つの条件をすべて満たす場合に行います。**

- ① これまでの標準報酬月額と改定後の標準報酬月額との間に1等級以上の差が生じること。
※標準報酬月額は、産前産後休業終了日の翌日が属する月以後3か月間に受けた報酬の平均額に基づき算出します。
- ② 産前産後休業終了日の翌日が属する月以後3か月間のうち、少なくとも1か月における支払基礎日数が17日以上であること。
※短時間労働者(パート)に係る支払基礎日数の取り扱いについては、3か月のいずれも17日未満の場合は、そのうち15日以上17日未満の月の報酬月額の平均により算出します。

●適用期間

1月から6月に改定された場合	再び随時改定等がない限り、 その年 の8月までの各月に適用
7月から12月に改定された場合	再び随時改定等がない限り、 翌年 の8月までの各月に適用

●届出方法

事業主が、**産前産後休業終了時報酬月額変更届**を年金事務所へ提出します。

産前産後休業を開始したときの標準報酬月額特例措置の終了

3歳未満の子の養育期間に係る標準報酬月額の特例措置は、産前産後休業期間中の保険料免除を開始したときに終了します。この場合、養育期間標準報酬月額特例終了届の提出は不要です。

特例措置とは……育児休業等終了時改定を行った後の養育期間中における年金額の計算については、改定前の標準報酬月額を使用して計算する措置をいいます。

●産前産後休業期間中の保険料免除制度については、『社会保険新報』平成26年3月号にも掲載しています。あわせてご確認ください。

▶このページの記事の内容に関するお問い合わせは、管轄の年金事務所(<http://www.nenkin.go.jp/n/www/section/>)まで



年金委員制度 **ご推薦をお願いします!**

年金委員は、厚生労働大臣からの委嘱を受け、政府が運営する年金事業について、職場や地域で啓発・相談・助言等の活動を行う**民間協力員**です。年金委員は、厚生年金保険の適用事業所内で活動する**職域型**と、お住まいの自治会等で活動する**地域型**に分かれています。

日本年金機構では、年金委員の皆様を対象に、各地域において研修会等を行っており、こうした研修会等への参加を通じて、年金制度への知識をより深めていただくことができます。

事業主の皆様におかれましては、**年金委員（職域型）のご推薦をお願いします。**

職域型

厚生年金保険の適用事業所のうち、常時300人未満の被保険者がいる事業所には1人以上、300人以上の被保険者がいる事業所には2人以上の年金委員の設置をお願いしています。現在、全国で約12万人の方が委嘱されています。

地域型

区市町村や団体等から推薦をいただいた方に年金委員になっていただきます。現在、全国で約4千人の方が委嘱されています。

推薦の方法

職域型	厚生年金保険の適用事業所の事業主が、 年金委員推薦書（職域型） を管轄の年金事務所へ提出します。年金委員の推薦にあたっては、推薦時点において、現に厚生年金保険に関する事務を担当している方、または過去に担当したことがある方など、 一定期間の実務経験があり、年金制度についての知識がある方 とされています。
地域型	区市町村等が、 年金委員推薦書（地域型） を管轄の年金事務所へ提出します。年金委員の推薦にあたっては、国または地方公共団体等の職員として 年金事務に従事したことがある方 、現に 自治会役員、民生・児童委員、社会保険労務士 である方、その他 過去に年金委員（社会保険委員または国民年金委員を含みます。） として委嘱されていた方とされています。

年金委員（地域型）推薦のお願い

会社や団体などを退職する（された）方で、**年金委員（職域型）経験者や社会保険事務を担当されていた方**がいらっしゃいましたら、ぜひ管轄の年金事務所に推薦をお願いします。

日本年金機構ホームページ「年金委員通信」にも、年金委員制度の詳しい説明があります。あわせてご参照ください。年金委員推薦書等についてのお問い合わせは、管轄の年金事務所へお願いします。

[日本年金機構](#)

国民年金ひとことメモ **国民年金保険料の納付について⑤**

●国民年金保険料額について

平成26年度の国民年金第1号被保険者および任意加入被保険者の1か月当たりの国民年金保険料額は、**15,250円**です。

●学生納付特例の申請について

学生の方が、申請により保険料の納付を猶予される制度です。この制度を利用することで、将来の年金受給権の確保だけでなく、事故などで障害が残ってしまったときの障害基礎年金の受給資格を確保することができます。

20歳以上で、学生である期間のうち、**過去期間は申請が受理された月から2年1か月前**（すでに保険料が納付済の月を除きます。）まで、**将来期間は年度末まで**申請できます。申請書1枚につき、1年度分（4月から翌年3月までの12か月間）の申請ができます。ご利用の際は、申請漏れのないようお願いします。

●保険料の追納制度（後払い）について

学生納付特例が承認された期間の保険料は、10年以内であれば、古い期間から順に納付（追納）が可能です。

東京社会保険協会 **フィオーレ健診クリニック** 保育室完備 からのお知らせ

健診のお申し込みから健診結果まで

フィオーレ健診クリニックでは、平成26年度（平成26年4月2日～平成27年3月31日）の各種健康診断を受け付けています。お早めにご予約ください。

<p>① 受診日を事前に電話で予約</p>	<p>加入の健康保険組合によっては、受診前に申込書の送付や健康保険組合への連絡などが必要な場合があります。受診の予約時に問い合わせていただくか、加入する健康保険組合へご確認ください。</p>
<p>② 当健診クリニックより健診書類一式を発送</p>	<p>問診表、オプション検査申込書、検便・採尿容器等を、ご自宅または事業所に、健診の約1週間前までにお送りします。お手元に届きましたら、問診表に記載の注意事項をよく読み、問診表、オプション検査申込書（希望する方）等に必要事項を記入してください。</p>
<p>③ 健診当日</p>	<p>食事制限などの注意事項を守ってください。 受付に、事前に記入いただいた問診表、オプション検査申込書、検便・採尿容器等を提出してください。健康保険証の提示もお願いします。</p>
<p>④ 健診終了</p>	<p>窓口でお支払いされる方は、受付（会計）で精算します。クレジットカードでの一括払いもできます。 健診の後は、1階の受診者専用ラウンジでおくつろぎください。お菓子やお飲みものを無料で用意しています。 人間ドックを受診された方には、お食事券（ジェフグルメカード）と周辺の「お食事処のご案内」を差し上げます。</p>
<p>⑤ 健診結果</p>	<p>人間ドックを受診された方には、当日、医師による結果説明を行います（土曜日を除きます）。健診結果表は、2週間程度で郵送します。 他の健診コースは、健診結果表を2週間程度で郵送します。</p>



オプション検査も実施しています！

各種オプション検査もご用意しています。詳細は、ホームページ (<http://www.k-fiore.jp/checkup/option/index.html>) をご参照ください。ご希望の方は、オプション検査申込書に記入してください。

<p>肺がんCT検査</p> <p>「16列マルチスライスCT」を導入して、レントゲンでは発見できなかった直径数ミリの病変まで見つけることができます。健診当日のお申し込みでも受診可能です（肺がんCT検査のみ単独で受診の場合は、予約制）。</p> <p>また、肺がんCT+内臓脂肪検査も実施しています（健診受診者のみ）。</p> <p>料 金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単独受診の方……………10,800円（税抜10,000円） ・健診を受診される方……7,560円（税抜 7,000円） ・肺がんCT+内臓脂肪検査…10,800円（税抜10,000円） <p>検査場所 フィオーレ健診クリニック 地下2階</p>	<p>メディカルスキャニングとの業務提携により、次のMRI検査を実施しています。</p> <p>予約制となっております。健診をお申し込みの際にお問い合わせください。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="746 1599 922 1816"> <p>脳検査</p> </td> <td data-bbox="922 1599 1490 1816"> <p>検査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・脳MRI（脳全体の詳細な断層画像診断） ・脳血管MRA（脳の血管の立体画像診断） ・頸部血管MRA（頸部の血管の立体画像診断） <p>料 金 36,720円（税抜34,000円）</p> <p>検査場所 新宿・池袋・渋谷・中野</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="746 1816 922 1964"> <p>MRI レディース検査</p> </td> <td data-bbox="922 1816 1490 1964"> <p>検査項目 ・子宮卵巣MRI（骨盤内臓器の詳細な断層画像診断）</p> <p>料 金 32,400円（税抜30,000円）</p> <p>検査場所 新宿・中野</p> </td> </tr> </table>	<p>脳検査</p>	<p>検査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・脳MRI（脳全体の詳細な断層画像診断） ・脳血管MRA（脳の血管の立体画像診断） ・頸部血管MRA（頸部の血管の立体画像診断） <p>料 金 36,720円（税抜34,000円）</p> <p>検査場所 新宿・池袋・渋谷・中野</p>	<p>MRI レディース検査</p>	<p>検査項目 ・子宮卵巣MRI（骨盤内臓器の詳細な断層画像診断）</p> <p>料 金 32,400円（税抜30,000円）</p> <p>検査場所 新宿・中野</p>
<p>脳検査</p>	<p>検査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・脳MRI（脳全体の詳細な断層画像診断） ・脳血管MRA（脳の血管の立体画像診断） ・頸部血管MRA（頸部の血管の立体画像診断） <p>料 金 36,720円（税抜34,000円）</p> <p>検査場所 新宿・池袋・渋谷・中野</p>				
<p>MRI レディース検査</p>	<p>検査項目 ・子宮卵巣MRI（骨盤内臓器の詳細な断層画像診断）</p> <p>料 金 32,400円（税抜30,000円）</p> <p>検査場所 新宿・中野</p>				

フィオーレ健診クリニック

大江戸線副都心線「東新宿」駅より徒歩1分

予約専用ダイヤル TEL 03-5287-6211
お問い合わせ TEL 03-5287-6217

電話受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00
土曜日健診実施日 9:00～12:00

健診およびオプション検査等の詳細は、ホームページ <http://www.k-fiore.jp/> をご覧ください。



平成26年度

事業主の皆様へ

一般財団法人 東京社会保険協会

東京社会保険協会事業のご案内と協会加入のお願い

事業主の皆様には、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

東京社会保険協会は、昭和21年3月、東京都内における健康保険および厚生年金保険の適用を受けている事業主の方々を会員として設立され、社会保険制度の普及発達に寄与し、被保険者および被扶養者の皆様の福利厚生を図ることを目的とした法人です。

本会は、社会保険事務講習会・年金セミナーの開催、レジャー施設の割引、契約宿泊施設の利用補助、健康診断などの事業を通じ、社会保険制度の周知と皆様の健康づくりのお手伝いをさせていただいています。

これらの事業につきましては、年1回お願いしております協会費を唯一の財源として実施しています。事業主の皆様方におかれましては、本会の事業にご理解とご協力をいただきたく、ご案内申し上げます。加入は任意でございますが、各種事業を積極的に推進してまいります。重ねてご協力をお願い申し上げます。

会員事業所の被保険者および被扶養者の方には、下記の特典があります！



新規「秋の高尾山薬王院 法話と精進料理」を平成26年10月開催予定

★ 東京ディズニーリゾート® 特別利用券の配布

★ 夏の日帰りバスツアーを平成26年7月開催予定

- 社会保険事務講習会・年金セミナー等、参加費の割引
- 『協会だより』（4月・7月・11月）の発行、『支部報』の随時発行
- プリンズホテルほか、契約宿泊施設の利用補助
- としまえん、よみうりランド等、レジャー施設の割引

★ 脳検査 29,000円（脳MRI・MRA、頸部MRA）の実施

★ 心臓ドック 99,000円（心臓MRI・MRA、頸部エコー、心エコー、心電図）の実施

特典案内につきましては、<http://www.tosyakyo.or.jp/shibu/index.html> または事業課（TEL 03-5292-3596）にお問い合わせください。事業内容は変更になる場合がございます。ご了承ください。

入会申込書は、<http://www.tosyakyo.or.jp/shibu/index.html#acn01> より申込書をダウンロードして印刷のうえ、事業課宛（FAX 03-3209-1759）にお申し込みください。

社会保険事務講習会

算定基礎届事務講習会のお知らせ

毎年7月に年金事務所に提出される「算定基礎届」の事務に関する講習会を、①算定事務が初めての方コースと②各地区で開催される講習会に参加できない方コースに分けて開催いたします。

①算定事務が初めての方コース

開催日時等	募集定員・応募締切日	対象者	参加費用
平成26年 6月10日(火) 11日(水) 12日(木) 13日(金) 時間：いずれも、14時～16時 講師：大橋 弘枝 先生 (特定社会保険労務士・大橋人事労務事務所) メール申し込みURL https://fofa.jp/tosyaky/a.p/156/	各200名 5月23日(金) 必着	算定事務が初めての方	無料 (資料代・謝金代等は、 本会が負担します。)

②各地区で開催される講習会に参加できない方コース

開催日時等	募集定員・応募締切日	対象者	参加費用
平成26年6月24日(火) 時間：14時～16時 講師：大橋 弘枝 先生 (特定社会保険労務士・大橋人事労務事務所) メール申し込みURL https://fofa.jp/tosyaky/a.p/157/	200名 5月23日(金) 必着	各地区で開催される講習会に参加できない方 ※各地区の年金事務所の講習会日程をご確認のうえ、ご応募ください。講習内容は同じです。	無料 (資料代・謝金代等は、 本会が負担します。)

応募方法

受講ご希望の方は、メールまたは郵送の2通りの方法でお申し込みいただけます。

メールによる申し込み

本会ホームページまたは上記の①もしくは②のメール申し込みURLにアクセスし、申し込みフォームに必要事項を入力の上、応募締切日までにお申し込みください。応募結果については、お申し込みの際にご登録いただいたメールアドレスに返信いたします。

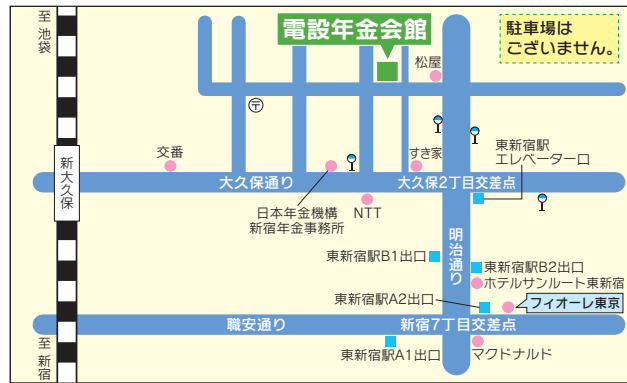
郵送による申し込み

本ページ下の算定基礎届事務講習会参加申込書を印刷して必要事項を記入し、応募締切日までに申し込み・お問い合わせ先までお送りください。後日、応募結果等について通知いたします。必ず返信用封筒に宛先を記入のうえ、82円分の切手を貼って同封してください。

会場および地図

電設年金会館 (東京都電設工業厚生年金基金会館) 2階会議室
新宿区大久保2-8-3

- ・ JR 新大久保駅より徒歩10分
- ・ 都営大江戸線・東京メトロ副都心線 東新宿駅B1出口より徒歩5分



申し込み・お問い合わせ先

〒160-8407 新宿区新宿7-26-9 (一財)東京社会保険協会 講習会「算定」係 電話 03-5292-3596

算定基礎届事務講習会参加申込書

(ふりがな)		年齢	性別
参加者氏名		歳代	男・女
事業所名			
事業所所在地	〒		
連絡先電話番号	(事業所・個人)	参加を希望する日	6月 日 ()
健康保険の種類 (○で囲んでください。)	全国健康保険協会(協会けんぽ) ・ 健康保険組合 ・ その他		

※上記情報は、申し込み・受付事務および応募結果発送ならびに本会事業案内以外に使用いたしません。

※返信用封筒が同封されていない等、参加申込書に不備がある場合は、抽選の際に落選となることがあります。ご注意ください。

平成26年度 社会保険事務講習会・セミナーの開催予定

(一財)東京社会保険協会が開催する平成26年度の社会保険事務講習会・セミナーは、右記のとおり計画しています。

平成25年度は、4,600名を超える方にご応募いただき、3,932名の方が参加されました。

今年度も引き続き、社会保険事務講習会やセミナーを通じて、制度の普及・啓発を図ってまいります。より多くの皆様のご参加をお待ちしています。

開催予定月	テーマ	『社会保険新報』掲載予定月
6月	算定基礎届事務講習会	本号8ページをご覧ください
7月	年金シニアライフセミナー 採用から退職までの社会保険の手続き講習会	5月号で広報
9月	出産・育児・療養費等の給付に関する講習会 新規適用事業所を対象とした社会保険事務講習会	7月号で広報 本会ホームページでご案内
10月	メンタルヘルスセミナー（管理職向け） 社会保障協定に関する講習会	本会ホームページでご案内 8月号で広報
11月	メンタルヘルスセミナー（一般職向け） 年金の仕組みと手続きに関する講習会	本会ホームページでご案内 9月号で広報
1月	40歳代からの年金ライフプランセミナー	11月号で広報
2月	60歳からの雇用保険、社会保険の手続き講習会	12月号で広報
3月	新規適用事業所を対象とした社会保険事務講習会	本会ホームページでご案内

※開催予定月、テーマ、『社会保険新報』掲載予定月については、諸事情により変更になる場合があります。ご了承ください。



社会保険委員会報『かたかご』のこと

編集委員 阿部 敬子



私が参加しておりました社会保険委員会の会報『かたかご』は、社会保険委員会（現在は年金委員会）発足10周年を記念して、11年目を迎えた年に創刊されました。発刊は年2回で、夏と冬の予定でした。

会報の愛称『かたかご』は、カタクリの古い呼び名です。社会保険事務所の近くにある、びくに公園（練馬区）の清水

山憩いの森に、毎年4月、可憐な花が一面に咲く自生地があることから、採用されたとのことでした。また、万葉集の中の「もののふの 八十（やそ）をとめ等（少女ら）が 汲みまがう 寺井の上の 堅香子（かたくり）の花」も、創刊号に記してありました。とっても素敵な響きで、当時委員会ではこの『かたかご』に大賛成でした。委員会の活動状況やさまざまな情報を委員の皆様にお知らせすると同時に、委員同士の親睦がとてものはかられたと思います。

内容は、代議員会の報告、施設見学会（当時は大勢の参加者がいて、楽しい研修会でした）、業務シリーズQ&A、社会保険事務所所長と委員会会長の年頭の挨拶、委員会役員および編集委員の紹介、事務所からのお知らせ、ユニークな健康一口メモ（私はこの記事を楽しみにしておりました）では“みそ汁は不老長寿の薬・早寝早起き病知らず・早起きはストレス解消の妙薬・こんにやくは体の砂払い”等々、ここに記しておきたい一口メモばかりでした。

また、委員会活動功労者の表彰、感謝状受賞者の声、街頭相談所での声、そして、委員の会社訪問のコーナーでは、委員の会社での活動や方針、趣味と健康について等々、会社を紹介するとともに委員の人となり分かり、その後の会合での話題づくりになりました。

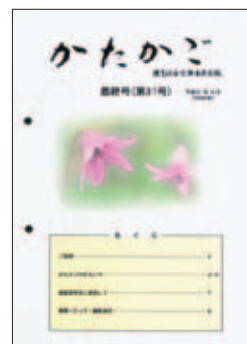
私も、2001年1月から編集委員会に参画させていただきました。1回の発刊に向け、3~4回の編集会議が行われました。

4~5人での編集会議は、顔を突き合わせて、喧々諤々と意見が分かれるときもあれば、簡単に決まるときもあり、今思い返すと、厳しい中にも楽しい思い出となっております。

表紙の写真（施設見学会の笑顔・天狗・山・花など）の選考、前会長の（故）飯塚守様の12か月の季節のお話と俳句は、とても興味ひかれる文章でした。300~400字の編集後記は、交代制で自由に書かせていただきました。このような記事もありました。「輝かしい二十一世紀の幕開けです。百年に一度しか味わえない新世紀の始まりで、千年に一度しか経験することができないミレニアム（千年紀）でもあります……」

それから9年後、社会保険委員会の閉会とともに、『かたかご』も惜しまれつつ閉刊になりました。最終号（第31号）の表紙は、咲き始めた頃のカタクリの花。編集後記には、「政権交代により与党となった民主党の健闘ぶりが、連日のニュースを賑わせております。社会保険庁の廃止により日本年金機構が発足、社会保険委員も年金委員としての活動に移行することとなりました。当社会保険委員会に咲いた会報誌『かたかご』も、誠に残念なこと今回をもって最終号となりました。平成6年7月に創刊してより今回31号まで15年間にわたってご愛読、ご寄稿いただき、心から感謝申し上げます。その響きがかたクリの花のイメージを膨らませてくれる『かたかご』……その名前にふさわしく可愛い小冊子です。……皆様、本当にありがとうございました。……皆様方のご健勝とご発展を心からお祈りいたします。（編集委員一同）

翌年、年金委員会が発足し、委員の顔ぶれもほとんど一緒ですが、会報誌がなくなり、委員間のコミュニケーションも希薄になったように感じる今日この頃です。文字の力は目に見えないところで威力を発揮していました。『かたかご』が、年金委員会会報として再創刊することを望んでいます。



記事提供 / 日本年金機構南関東ブロック本部・全国健康保険協会(協会けんぽ)東京支部